

自筆証書遺言書保管制度の利用をお考えの方へ

はじめに、こちらをご覧ください！

遺言とは？

自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにするものです。

これにより相続をめぐる争いを事前に防止することができます。

遺言の方式は主に「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。

どちらの方式の遺言にするか、それぞれの
特徴を踏まえてご判断ください。



遺言書ほかんガルー

公正証書遺言

～ 信頼性の高い方式 ～

- 法律専門家である公証人が2人以上の証人の立会いのもと厳格な方式に従い作成します。
- 遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
- 作成には財産価格に応じた手数料が必要です。
- 公証人がその原本を厳重に保管します。
- 家庭裁判所での検認手続が不要です。

公正証書遺言に関する相談は、
お近くの公証役場へお問合せください。

自筆証書遺言

～ 手軽かつ自由度の高い方式 ～

- 15歳以上で、ご自身で書くことができれば、いつでも自らの意思により作成できます。
- 法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。
- ご自身で作成するため手数料はかかりません。
- 遺言者が自分でその原本を管理する必要があります。
- 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手続が必要です。

この制度を利用すると、**この2点**が不要となります。

※これまでどおり、ご自宅等で遺言書を保管することもできます。

自筆証書遺言書保管制度を利用すると...

- ・ 法務局に自筆証書遺言書の保管を申請することができます。 **※手数料が必要です。**
- ・ 法務局で保管された自筆証書遺言書は、家庭裁判所での検認手続が不要です。



**法務局では、
遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできません。**

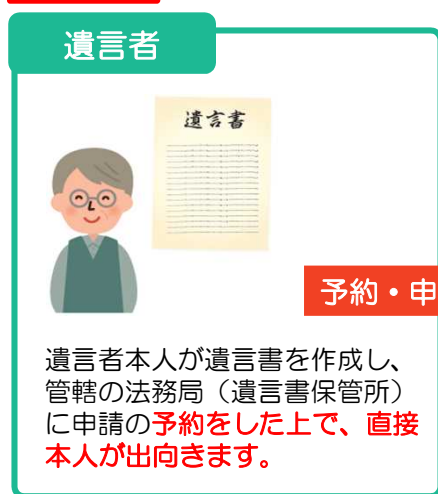
自筆証書遺言書保管制度

制度の概要

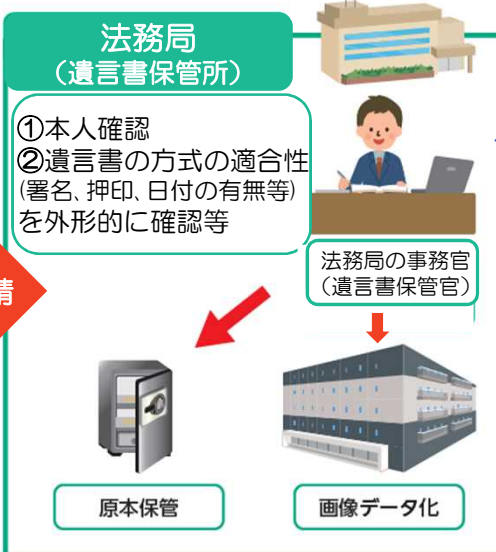
自筆証書遺言書を作成した本人が法務局に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者※等にもメリットがあります。

※受遺者...遺言によって遺言者の財産を譲り受ける相続人以外の者

生前



予約・申請



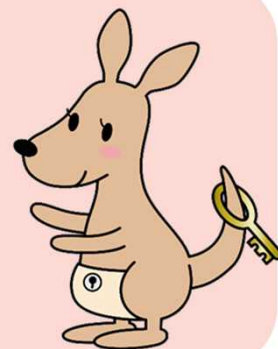
死亡後



※本人以外は申請できません。

①遺言者のメリット

- 紛失・亡失を防ぐことができます。
 - ・ 自宅で保管すると紛失・亡失するおそれがあります。
 - ・ 遺言者の死亡後、発見されないおそれがあります。
- 他人に遺言書を見られることはありません。
 - ・ 他人に見つけた場合、勝手に開封されてしまうおそれがあります。
 - ・ 他人に破棄されたり、改ざんや隠匿されるおそれがあります。
- 相続人や受遺者等の手続きが楽になります。
 - ・ “終活”のひとつとして...



②相続人・受遺者等のメリット

- 遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続きが不要のため、速やかに相続手続きができます。
 - 相続人や受遺者等は、遺言者の死亡後、全国の遺言書保管所で①～③の手続きができます。
 - ①「遺言書保管事実証明書」の交付請求
 - …遺言書が保管されているかどうかを調べること
 - ②「遺言書情報証明書」の交付請求
 - …遺言書の写しの交付を請求すること
 - ③遺言書の閲覧請求
 - …遺言書保管所において遺言書の内容を見て確認すること
- ④ 遺言書原本の閲覧については、遺言書が保管されている遺言書保管所に限られます。
- ⑤ ②の証明書の交付を受け、又は③の閲覧をした場合には、その他の相続人等に対して法務局から遺言書が保管されている旨の通知がされます。

自筆証書遺言書の作成時の注意事項

本文は、遺言者本人が**自書（手書き）**しなければなりません。

遺言書

1. 長女花子に、別紙の不動産を相続させる。
2. 長男一郎に、私名義の(株)法務組の株式**12000株**を相続させる。

作成年月日が必要です。

署名押印が必要です。

令和2年7月10日

全頁に頁数が必要です。

法務太郎印

1/2

別紙

目録

1. 所在地 東京都千代田区霞が関1丁目
地番 ○番○
地目 宅地
地積 350平方メートル

九段下

目録は、パソコンで作成したものや通帳などのコピーでも構いません。

訂正部分に押印が必要です。

目録にも署名押印が必要です。

法務太郎印

訂正した場合、訂正した旨を自書しなければなりません。

上記1中、3字削除3字追加

法務太郎

全頁に頁数が必要です。

2/2



法務局では、遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできません。

自筆証書遺言書の保管の申請に必要なもの ※代表的なものの一例です

作成した自筆証書遺言書(封のされていないもの)のほか

- ・申請書（法務省指定の様式）
- ・添付書類（本籍及び戸籍の筆頭者の記載のある住民票の写しなど）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの写真付き公的書類）
- ・手数料（1件につき、3,900円）

自筆証書遺言書の保管の申請先

遺言者の①住所^地か②本籍^地か③所有する不動産の所在地^地のいずれかを管轄する遺言書保管所（全国の法務局）



遺言書保管の申請をする際は、予約が必要となります。

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続は、法務省ホームページをご覧ください。

法務省 遺言書保管制度



よくあるお問合せ

1. 保管の対象となる遺言書は、どのようなものですか？

保管の対象となるのは、自筆証書遺言書のみです。

また、遺言書は、法務省令で定める様式に従って作成され、封のされていないものでなければなりません。遺言書の見本や注意事項については、法務省ホームページを参考にしてください。

2. 遺言書のすべてをパソコンで作成できますか？

遺言書の本文、作成年月日及び氏名は、手書きで作成しなければなりません。

自筆証書遺言書に添付する財産目録は、パソコンで作成しても構いませんが、各ページに署名押印が必要です。

3. 遺言書の保管の申請は、郵送や代理でもできますか？

郵送や代理での申請はできません。

※必ず予約をして来庁してください。

遺言者本人が窓口へ直接来庁していただく必要があります。

遺言・相続等に関する法制度や相談窓口についての問合せは

お な や み な し

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 受付時間 平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00
祝日・年末年始を除く

日本司法支援センター（法テラス）長野地方事務所 <https://www.houterasu.or.jp/>

遺言・相続等に関する相談窓口についての問合せは

長野県弁護士会 026-232-2106 受付時間 月曜日～金曜日 10:00～16:00
祝日・年末年始を除く

<https://nagaben.jp/>

遺言書や登記等の相続に関する手続きについてのご相談

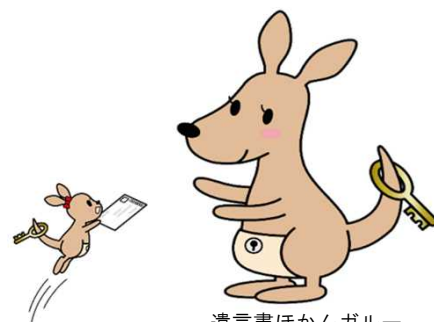
専用の電話無料相談 相 続 026-232-6110 (平日12:00~15:00)
登記手続 026-232-9110 (平日12:00~14:00)

長野県司法書士会 026-232-7492 受付時間 平日9:00~17:00
祝土日・8月14日～16日・年末年始を除く

<https://www.na-shiho.or.jp/>

公正証書遺言については

長野公証人合同役場	026-234-8585
松本公証役場	0263-35-6309
上田公証役場	0268-22-5477
諏訪公証役場	0266-53-4641
飯田公証役場	0265-23-6502
伊那公証役場	0265-73-8622
佐久公証役場	0267-54-8305



遺言書ほかんガルー

長野県内の遺言書保管所

長野地方法務局	026-235-6631	木曽支局	0264-22-2186
飯山支局	0269-62-2302	大町支局	0261-22-0379
上田支局	0268-23-2001	諏訪支局	0266-52-1043
佐久支局	0267-67-2272	飯田支局	0265-22-0014
松本支局	0263-32-2571	伊那支局	0265-78-3462

自筆証書遺言書保管制度については

法務省 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

